

食品関連産業における産業廃棄物適正処理に関する取組事例

○(正)佐々木 基了¹⁾、(公)藤原 博良¹⁾
1) (公財)日本産業廃棄物処理振興センター

1. はじめに

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。

そこで、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、平成30年度に環境省から委託を受けて、食品関連産業(食品製造業、食品小売業、外食産業等)を対象に、電子 manifests の活用を含め、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした業種別事例集を作成した。

本報告は、業種別事例集作成にあたり実施した、食品関連産業の排出事業者へのヒアリング調査結果をとりまとめ、産業廃棄物適正処理における排出事業者の取組みを参考情報として提供するものである。

2. 方法

2.1 調査期間

平成30年11月～平成31年2月

2.2 ヒアリング調査先

企業ホームページ、環境報告書等の公開情報から、産業廃棄物の適正処理、食品リサイクル等への取組みに関する情報を発信している排出事業者11社(表1)を選定した。なお、食品製造業は製品のジャンルの偏りが無いよう考慮し、菓子・パン類、肉加工食品、酒類、調味料の製造事業者を選定した。

2.3 ヒアリング調査項目

主な調査項目は、以下のとおりである。

- (1) 排出する主な産業廃棄物
- (2) 委託先処理業者の情報収集方法
- (3) 委託先処理業者の選定基準
- (4) 委託契約書の内容
- (5) 産業廃棄物の保管から処理までの管理方法
- (6) その他の取組み

3. 結果

(1) 排出する主な産業廃棄物

排出する主な産業廃棄物は、食品製造業からの排出(図1)と食品小売業・外食産業からの排出(図2)で特徴付けられる。食品製造業では、動植物性残さ(業種指定)、汚泥の排出が多く、食品小売業・外食産業では、廃プラスチック類、廃油の排出が多かった。

(2) 委託先処理業者の情報収集方法

委託先処理業者の情報収集方法を図3に示す。「都道府県・政令市のホームページ」の回答が最も多く、委託先処理業者の行政処分の有無等を確認しているとのことであった。続いて、「処理業者ホームページ」、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんばいくん」、「優良さんばいナビ」を確認しているとの回答が多かった。「処理業者の評判」については、施設の周辺住民から情報収集している事業者もあった。

また、自社で情報収集するだけでなく、信用調査会社や産業廃棄物処理業者の情報を豊富に有する廃棄物管理会社*より情報を入手するという回答も得られた。

*食品小売業や外食産業では、全国の店舗の廃棄物管理を効率的に行うために、委託先処理業者の選定に関する情報収集、委託先処理業者の管理等の業務を廃棄物管理会社に委託している場合がある。

(3) 委託先処理業者の選定基準

委託先処理業者の選定基準を図4に示す。「処理料金」という回答が最も多かった。自社で設定した基準単価から極端に安くないか、安い理由は何かを確認していた。また、逆に他社よりも処理料金が高価であっても、より付加価値

表1 ヒアリング調査先事業者数

食品製造業	食品小売業	外食産業
6	3	2

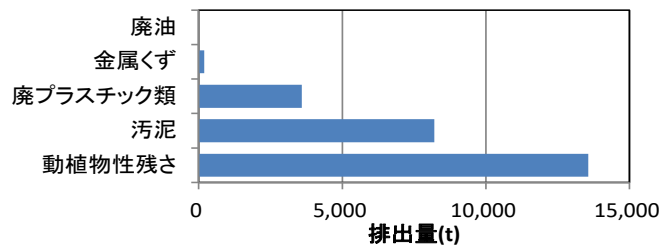


図1 産業廃棄物種類別年間平均排出量(食品製造業)

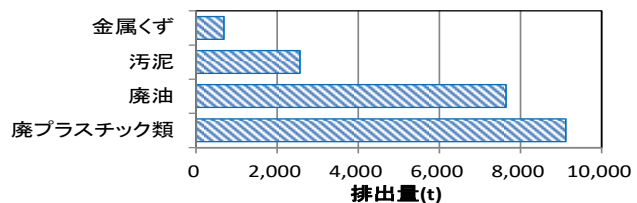


図2 産業廃棄物種類別年間平均排出量(食品小売業・外食産業)

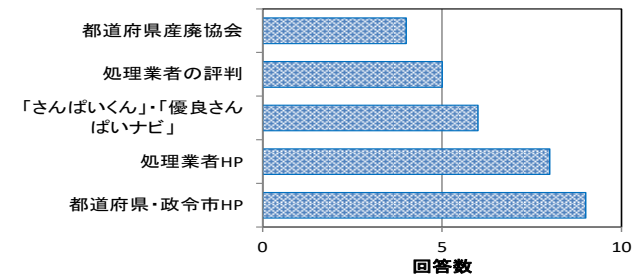


図3 委託先処理業者情報収集方法

が高いリサイクル（サーマルリサイクルよりもマテリアルリサイクルを優先）であれば採用する事業者もあった。

優良産廃処理業者（電子マニフェスト加入者）の確認については、事業者によって必須または優先して選定するという基準であった。

リサイクル可能を基準としている事業者において、食品リサイクルの場合は、食品リサイクル登録再生利用事業者の登録があることを選定条件としていた。

また、選定にあたっては、全ての事業者でチェックリストを用いた実地確認を行い、適正処理が確保されていることを確認していた。

実地確認のチェックリストは、環境省や自治体、（公社）全国産業資源循環連合会等の関係団体が作成したものを参考に、8社が独自のチェックリストを作成していた。実地確認時のチェック項目としては、許可証や処理フロー、処理能力の範囲で受入れているか等の確認のほか、施設や事務所内の整理整頓状況、廃棄物が山積みになっていないか、従業員のあいさつ等も重点的に確認しているという回答が得られた。実地確認は、新規委託先の選定時だけでなく、委託契約中の処理業者に対しても年1回実施しており、中には収集運搬業者や処分業者の事務所、中間処理業者が契約している最終処分業者も、実地確認の対象としている事業者もあった。

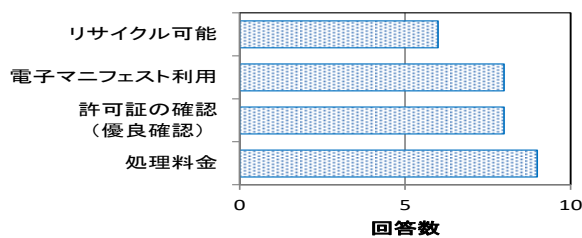


図4 委託先処理業者の選定基準

(4) 委託契約書の内容

全ての事業者で、廃棄物処理法の法定記載事項以外の条項を追加していた。主な記載事項を表2に示す。

平成28年の食品廃棄物の不適正転売事案後、転売禁止、製品廃棄物の破砕等の処理に関する項目を追加した事業者が存在した。

表2 委託契約書記載事項

法定記載事項	法定事項以外の追加項目
産業廃棄物の種類、数量、契約期間、処理料金等	反社会勢力の排除、支払条件、契約期間中の契約解除、情報セキュリティ、転売禁止、管轄裁判所等

(5) 産業廃棄物の保管から処理までの管理方法

保管については、腐敗防止などの観点から、食品廃棄物の保管日数を規定し、一定期間以上は保管しない、屋外に廃棄物を保管する場合は、鳥や降雨への対策のためにネットやテント等でコンテナを覆う等の対策がとられていた。

また、電子マニフェストの運用では、本社担当者が契約内容に沿った電子マニフェストの入力パターンを作成し、排出事業場では該当パターンがない（委託契約を締結していない）電子マニフェストを入力できないようにしている事例もあった。

(6) その他の取組み

産業廃棄物の適正処理に関するその他の取組みとして、以下に挙げる対策を講じている例があった。

1) 製品廃棄物の処理

- ・製品廃棄物を排出する際には、袋を破って中身を潰す等の転売防止策を講じる。
- ・製品廃棄物の処理では、排出事業者が処理施設に同行し、ピット投入等の状況を写真やビデオで撮影する。
- ・GPSの位置情報を確認できるシステム等を利用し、処理状況を記録、保管している。

2) 処理業者とのコミュニケーション

- ・全委託先処理業者を招集した年数回の勉強会や施設見学会、処理業者との定期的な会議や処理施設への実地確認、廃棄物の積込手順確認や漏洩防止訓練等の実施により、処理業者との密接なコミュニケーションを図る。

3) 社内研修・啓発

- ・廃棄物処理法の遵守事項、委託処理の流れや電子マニフェストの操作に関するマニュアル等を作成し、担当者に周知する。
- ・廃棄物管理に関する社内研修、確認テスト等の実施、外部機関の研修受講等により、社員のスキルアップに努める。特に法改正があった場合には、排出事業場の環境担当の社員を招集し研修を開催する。
- ・排出事業場の廃棄物管理状況の内部監査を定期的に行い、廃棄物管理方法は是正、再研修等を実施している。

4) 廃棄物情報の利用

- ・電子マニフェストを活用し、処理終了報告を即時、正確に把握することにより、産業廃棄物の適正処理を図るとともに、全ての排出事業場における産業廃棄物の処理状況に関する情報を一元管理する。
- ・電子マニフェスト情報から、リサイクルの状況把握、リサイクル率の算出が容易にできるように、廃棄物の種類設定の際に、処分方法別に細分類を設定し、焼却後の熱回収等の処理内容がわかるような名称を追加している。

5) 発生抑制・再生利用

- ・トラックスケールを設置し、廃棄物の発生量のほか、原材料の重量など正確な数量管理を行う。
- ・廃棄物の排出部門ごとに、排出した廃棄物量や、排出により生じた損失金額を排出部署に周知することにより、廃棄物の発生抑制に関する意識向上を図る。

6) 緊急時の対応

- ・自然災害時や行政処分による委託先変更等の緊急時の対応や、委託先処理業者の受入量の超過を防止するために、複数の処理業者に産業廃棄物の処理を委託する。
- ・自然災害時の廃棄物の大量発生を防止するため、停電時の冷蔵・冷凍保存設備稼働用の発電機導入を検討する。

4. まとめ

ヒアリング調査を行った排出事業者では、各社ともに、平成28年の食品廃棄物の不適正転売事案以降、産業廃棄物適正処理の取組みを強化していた。当センターでは、ここで得られた情報を広く周知することにより、食品関連産業の排出事業者における産業廃棄物適正処理の取組みの推進に貢献したい。

食品関連産業における 産業廃棄物適正処理に関する取組事例

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
(JWセンター)

○佐々木 基了、藤原 博良



1. はじめに



環境再生・資源循環

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [廃棄物・リサイクル対策](#) > [廃棄物処理の現状](#) > [排出事業者責任の徹底について](#)

排出事業者責任の徹底について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています（排出事業者責任）。

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはありません。廃棄物処理法第12条第7項では、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があると同時に、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要があります。

環境省では、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案への対応以降改めて、排出事業者責任の徹底を図るため、通知の発出やチェックリストの作成といった取組を進めており、また、関係団体においても取組が進められています。詳しくは、下記リンク先をご覧ください。なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されますので御留意ください（例えば、規則で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃棄物処理の委託に当たっては、廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となります）。

一 環境省のご案内

- ▶ [環境省の組織案内](#)
- ▶ [大臣・副大臣・環境大臣政務宣](#)
- ▶ [幹部職員名簿](#)
- ▶ [環境省の率先実行](#)
- ▶ [採用・キャリア形成支援情報](#)
- ▶ [パンフレット一覧](#)
- ▶ [所管法人](#)

一 政策分野・行政活動

- ▶ [お知らせ一覧](#)
- ▶ [審議会・委員会等](#)
- ▶ [重点施策・予算情報](#)
- ▶ [税制改正関係情報](#)
- ▶ [行政事業レビュー](#)
- ▶ [政策評価](#)
- ▶ [国会提出法律案](#)
- ▶ [公文書管理](#)
- ▶ [府省共通公開資料等](#)

- ✓ **排出事業者自らの責任において産業廃棄物を適正に処理しなければならない。**
- ✓ **処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることは変わらない。**

1. はじめに



排出事業者

産廃の適正処理は何をしたら
よいのか???

同じ業界の他社はどんなこ
としてるんだろう???

廃棄食品の不正転売対策も必要



食品関連産業の排出事業者へ
産廃適正処理の取組みをヒアリング

食品関連産業における産廃適正処理に係る事例集

2. 方法

2.1 調査期間

平成30年11月～平成31年2月

2.2 ヒアリング調査先

表1 ヒアリング調査先事業者数

食品製造業	食品小売業	外食産業
6	3	2

※食品製造業ジャンル

菓子・パン類、肉加工食品、酒類、調味料の製造事業者

2. 方法

2.3 ヒアリング調査項目

- (1) 排出する主な産業廃棄物
- (2) 委託先処理業者の情報収集方法
- (3) 委託先処理業者の選定基準
- (4) 委託契約書の内容
- (5) 産業廃棄物の保管から処理までの管理方法
- (6) その他の取組み

3. 結果

(1) 排出する主な産業廃棄物

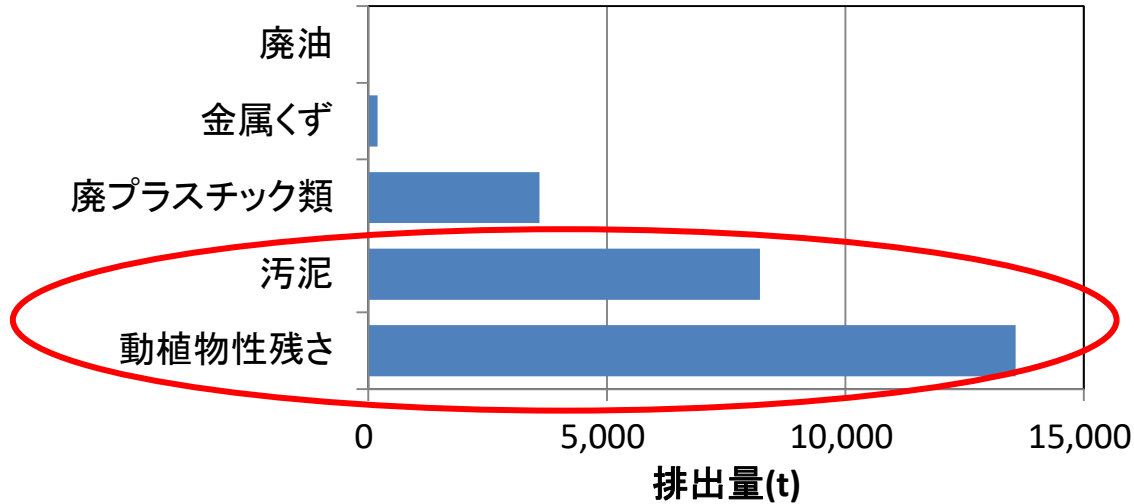


図1 産業廃棄物種類別年間平均排出量(食品製造業)

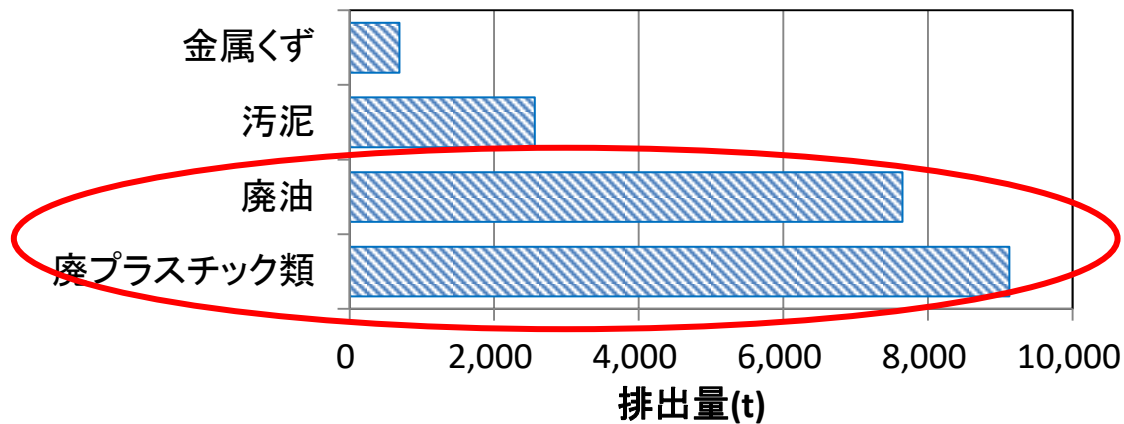


図2 産業廃棄物種類別年間平均排出量(食品小売業・外食産業)

3. 結果

(2) 委託先処理業者の情報収集方法

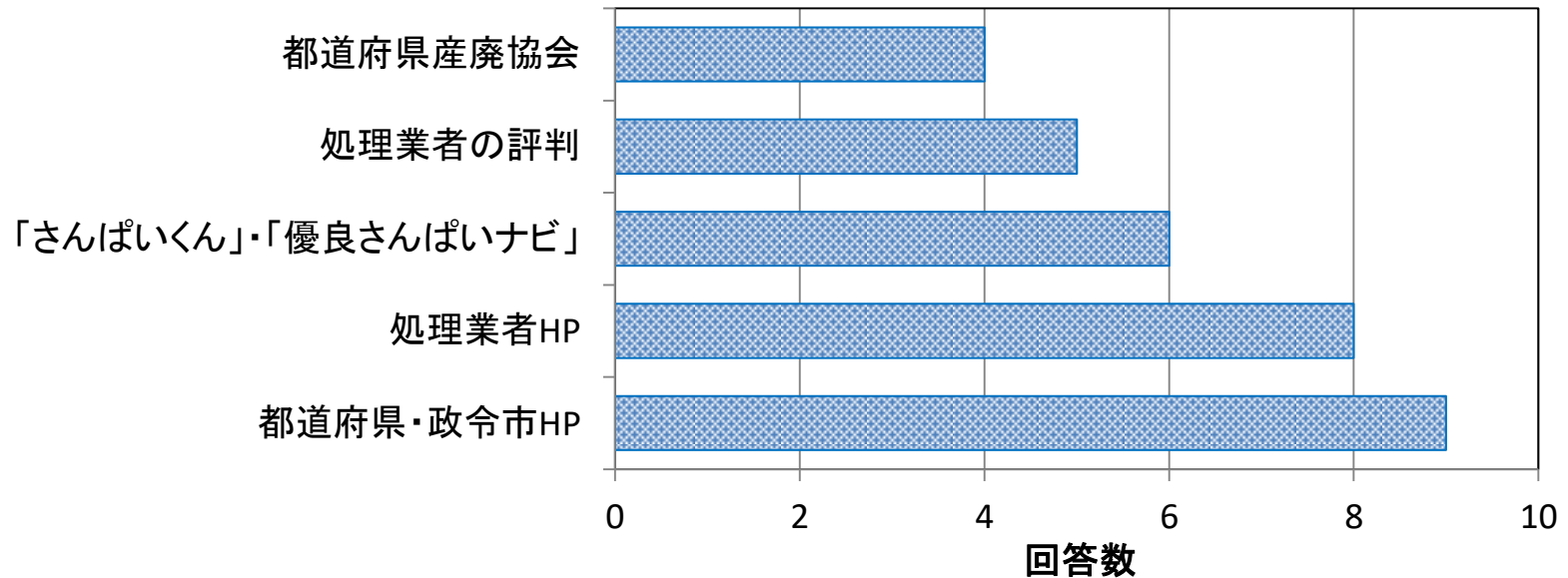


図3 委託先処理業者情報収集方法

- ✓ 処理施設の周辺住民からの評判も情報収集
- ✓ 信用調査会社や廃棄物管理会社等からの情報収集

3. 結果

(3) 委託先処理業者の選定基準

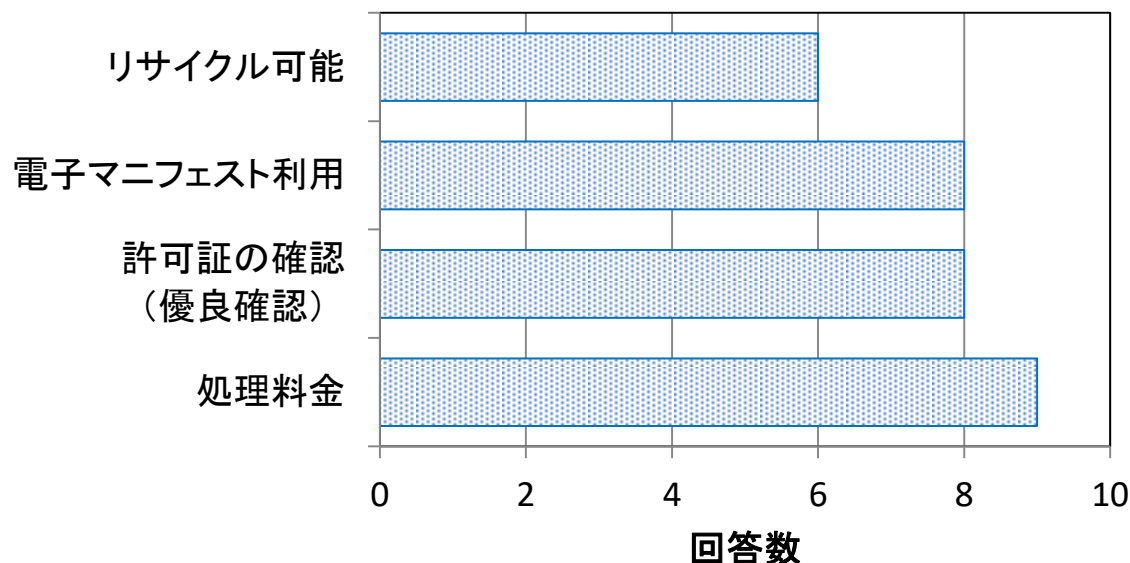


図4 委託先処理業者の選定基準

- ✓ 処理料金高価でも、サーマルリサイクルよりもマテリアルリサイクルを優先
- ✓ 優良産廃処理業者は、必須または優先して選定
- ✓ 食品リサイクルの場合は、食品リサイクル登録再生利用事業者を選定(事業系一般廃棄物を含む)

3. 結果

チェックリストによる実地確認

＜チェック項目＞

- ✓ 許可証や処理フロー
- ✓ 処理能力の範囲で受入れているか、廃棄物が山積みになっていないか
- ✓ リサイクル後の肥料、飼料等の販売先
- ✓ 施設や事務所内の整理整頓状況、従業員のあいさつ

＜チェック頻度・範囲＞

- ✓ 新規委託先の選定時のほか、委託契約中の処理業者に対しても年1回実施
- ✓ 収集運搬業者や処分業者の事務所、中間処理業者が契約している最終処分業者

<参考>チェックリスト(環境省)

3. 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

- ・ 本チェックリストのほか、都道府県等の条例等により、排出事業者が適正処理を確保する上で必要な措置等を規定している場合もあるため、確認する必要があります。
- ・ 本チェックリストの使用に際しては、自社の業種、廃棄物の種類や処理工程等及び自治体の条例等に合わせ、適宜、項目を追加する等の工夫をして活用することも考えられます。

3-1 排出時

項目	チェック内容	確認
廃棄物該当性	各種判断要素(物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等)により総合的に判断しているか。 【法第2条第1項等】	適・否
廃棄物の分別	産業廃棄物と一般廃棄物に分別しているか。 【法第2条第2項等】	適・否
	産業廃棄物の種類毎又は名称毎に分別しているか。 【法第2条第4項等】	適・否
	特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物に分別しているか。 【法第2条第5項等】	適・否
特別管理 産業廃棄物 管理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているか。 【法第12条の2第8項】	適・否
	資格を有しているか。 【法第12条の2第9項等】	適・否

3-2 保管

項目	チェック内容	確認
保管基準	保管場所の状況の確認 【法第12条第2項、規則第8条第1号等】	-
	囲いを設置しているか。	適・否
	掲示板を設置しているか。	適・否
	飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止措置の確認	-

3. 結果

(4) 委託契約書の内容

表2 委託契約書記載事項

法定記載事項	法定事項以外の追加項目
産業廃棄物の種類、数量、契約期間、処理料金等	反社会勢力の排除、支払条件、契約期間中の契約解除、情報セキュリティ、 転売禁止 、管轄裁判所等

(5) 産業廃棄物の保管から処理までの管理方法

- ✓ 食品廃棄物の保管日数を規定
- ✓ 屋外に廃棄物を保管する場合は、ネットやテント等でコンテナを覆う
- ✓ 本社で委託契約内容に沿った電子マニフェストの入力パターンを作成 → 排出事業場で契約締結をしていないマニフェストを登録しない

3. 結果

(6) その他の取組み

1) 製品廃棄物の処理(製造業)

- 製品の袋を破って中身を潰す
- 処理施設のピット投入等の処理状況を写真やビデオで撮影
- GPSにより移動状況を記録・保管

2) 処理業者とのコミュニケーション(全業種、一部製造業)

- 全委託先処理業者を招集した年数回の勉強会や施設見学会
- 処理施設への定期的な実地確認
- 処理業者との廃棄物の積込手順確認や漏洩防止訓練等

3) 社内研修・啓発(全業種)

- 法の遵守事項、電子マニフェスト操作マニュアル等作成、周知
- 廃棄物管理に関する社内外の研修受講
- 廃棄物管理状況の定期内部監査

3. 結果

4) 廃棄物情報の利用(全業種、一部製造業)

- 電子マニフェストで処理終了報告を即時、正確に把握、全排出事業場の産業廃棄物の処理状況を一元管理
- 電子マニフェスト情報を焼却後の熱回収等の処理内容別の集計に活用

5) 発生抑制(製造業)

- トラックスケールで廃棄物発生量、原材料重量等を数量管理
- 廃棄物排出により生じた損失金額を算出、排出部署に周知

6) 緊急時の対応(全業種、一部製造業)

- 複数の処理業者と委託契約を締結
- 停電時の冷蔵・冷凍保存設備稼働用の発電機導入を検討

4. まとめ

<排出事業者>

- ◆ 処理業者の情報収集の方法、チェックリストの項目を検討し、適正処理を確認
- ◆ 食品廃棄物の不適正転売事案以降、産業廃棄物適正処理の取組みを強化

<JWセンター>

- ◆ 取組事例の情報をマネジメント研修会で広く周知

【謝辞】

ヒアリング調査にご協力いただいた事業者の皆様、作成委員の皆様に感謝申し上げます。